

6 総務省

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

① 平成 20 年度から 24 年度までの 5 年間を計画期間とする「総務省政策評価基本計画」(平成 19 年 11 月 26 日)及び 1 年ごとに定められる「総務省政策評価実施計画」に基づき、一般政策、研究開発、個々の公共事業及び規制を対象に政策評価が行われている(注 1)。

② 一般政策については、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式により評価が行われている。

総務省の主要な政策を対象として、実績評価方式又は総合評価方式により事後評価が行われている。また、相当程度の社会的影響等があると認められるもの(予定総事業費 10 億円以上の予算要求を伴う新規事業等一定額以上の事業規模の事業)について、事業評価方式により事前評価及び事後評価が行われている。

③ 研究開発については、総事業費が 5 億円を超える個々の研究開発(事業規模は予算要求額)について、事業評価方式により事前評価が行われている。また、一定期間継続している研究開発制度及び事前評価を実施した個々の研究開発を対象として、事業評価方式により事後評価が行われている。

個々の公共事業については、総事業費が 5 億円を超えるもの(事業規模は予算要求額)について、事業評価方式により事前評価が行われている。

規制については、規制の新設又は改廃を目的とする政策を対象として、事業評価方式により事前評価が行われている。

(注 1) 評価書は、総務省ホームページで公表されている。

http://www.soumu.go.jp/menu_02/hyouka/index.html

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価、総合評価方式による事後評価並びに事業評価方式による事前評価及び事後評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

(ア) 総務省の主要な政策を対象とする政策評価

a 実績評価方式による評価 3 件

政策名「情報通信技術の研究開発・標準化の推進」等 3 件すべてが、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。

b 総合評価方式による事後評価 9 件

政策名「国家公務員の人事管理の推進」等 9 件の中には、基本目標の達成状況の分析について、当該政策の下位レベルの施策の必要性の説明にとどまっているなど、基本目標の達成状況を様々な角度から掘り下げて分析したとは言い

難しいものがみられる。

(イ) 事務事業レベルの政策を対象とする政策評価

a 事業評価方式による事前評価 3件

- ① 政策名「ICT先進事業国際展開プロジェクトの推進」等3件すべてが、得ようとする効果について、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」の効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が特定されていない。
- ② 事後的検証を行う時期は、3件すべてが特定されている。一方、効果の把握の方法が特定されているものはみられない。

b 事業評価方式による事後評価 4件

政策名「地方公共団体に対する調査・照会業務システム整備」等4件のうち、得ようとした効果が具体的に特定されているものは、2件（50.0%）である。また、把握された効果が具体的に特定されているものは、1件（25.0%）である。

イ 今後の課題

(ア) 総務省の主要な政策を対象とする政策評価

a 実績評価方式による評価

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定して評価を行うことが基本であり、今後も、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定していく取組の推進が期待される。

b 総合評価方式による事後評価

基本目標の達成状況を「参考となる指標その他の参考となる情報」や「目標（値）を設定した指標」を用いて分析するに当たり、様々な角度から掘り下げて分析し、その結果を踏まえ、達成状況についての合理的な説明が行われることが必要である。

(イ) 事務事業レベルの政策を対象とする政策評価

a 事業評価方式による事前評価

事前評価を行うに当たっては、①得ようとする効果を具体的に特定することや、②事後における効果の検証の方法を明らかにすることが望まれる。

b 事業評価方式による事後評価

事後評価を行うに当たっては、得ようとした効果及び把握された効果を具体的に明らかにし、その発現状況の検証を踏まえた評価が行われることが望まれる。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成 20 年度から 24 年度までの 5 年間を計画期間とする「総務省政策評価基本計画」（平成 19 年 11 月 26 日）及び 1 年ごとに定められる「総務省政策評価実施計画」に基づき、政策評価が行われている。

これら基本計画等において、一般政策については、総務省の主要な政策を対象に実績評価方式又は総合評価方式により事後評価を行うほか、相当程度の社会的影響等があると認められるもの（予定総事業費 10 億円以上の予算要求を伴う新規事業等一定額以上の事業規模の事業）について、事業評価方式による事前評価及び事後評価を行うこととされている。

また、研究開発及び個々の公共事業については、総事業費が 5 億円を超えるもの等一定額以上の事業規模（予算要求額）の事業等について、事業評価方式により事前評価及び事後評価を行うこととされている。さらに、規制については、規制の新設又は改廃を目的とする政策について、事業評価方式により事前評価を行うこととされている。

（取組状況－一般政策についての政策評価）

一般政策については、図表Ⅱ－6－①のとおり、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式により評価が行われている。総務省の主要な政策について、平成 19 年度までは、毎年度、すべての主要な政策を対象として、実績評価方式により事後評価を実施していたが、20 年度からは、政策によって、「毎年度」、「2 年に 1 回」又は「3 年に 1 回」の頻度で、実績評価方式又は総合評価方式により事後評価を実施している。

（取組状況－義務付け 4 分野の政策についての政策評価）

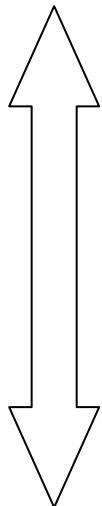
義務付け 4 分野の政策のうち、研究開発については、図表Ⅱ－6－①のとおり、個々の研究開発について、事業評価方式により事前評価が行われている。個々の研究開発は、平成 16 年度までは総事業費が 10 億円以上のものを評価対象としていたが、17 年度からは、自発的な取組として、総事業費が 5 億円を超えるものに評価対象を拡大している。また、一定期間継続している研究開発制度及び事前評価を実施した個々の研究開発を対象として、事業評価方式により事後評価が行われている。

個々の公共事業については、図表Ⅱ－6－①のとおり、事業評価方式により事前評価が行われている。なお、事後評価については、これまでのところ実績がない。

規制については、図表Ⅱ－6－①のとおり、事業評価方式により事前評価が行われている。

図表Ⅱ－６－①

総務省における政策評価の取組

評価対象政策			事前評価	事後評価	
一般政策	政策（狭義） ・ 施策 レベル  事務事業 レベル		<実績評価方式> 対象：総務省の主要な政策 実施状況： 平成 14 年 8 月 83 件 15 年 7 月 79 件 16 年 7 月 79 件 17 年 7 月 26 件 18 年 7 月 26 件 19 年 7 月 26 件 20 年 7 月 3 件 <総合評価方式> 対象：総務省の主要な政策 実施状況： 平成 20 年 7 月 9 件 <総合評価方式> 対象：分野横断的なテーマを設定して若しくは特定の評価目的を設定して又は総務省の主要な政策の評価の結果を受けて、掘り下げた分析が必要と認められる政策 実施状況： 平成 16 年 3 月 1 件 18 年 3 月 1 件 19 年 7 月 1 件 <事業評価方式> 対象：新規又は相当程度の内容の見直しを伴う予算要求を予定している事業のうち相当程度の社会的影響等があると認められる事業（注 3） 実施状況：平成 17 年 8 月 9 件 18 年 8 月 9 件 19 年 8 月 12 件 19 年 8 月 12 件 20 年 8 月 3 件	<事業評価方式> 対象：①事前評価を実施した事業であって、事後の検証が必要と認められるもの、②一定期間継続している事業であって相当程度の社会的影響等があると認められる事業（注 4） 実施状況：平成 17 年 7 月 13 件 18 年 7 月 6 件 19 年 7 月 3 件 20 年 7 月 4 件	
	義務付け 4 分野の政策	研究開発	事務事業 レベル	（事前） 対象：既に予算措置がなされており当該事業を行うことで相当程度の社会的影響等があると認められる研究開発課題（注 5） 実施状況：平成 14 年 11 月 18 件 15 年 8 月 6 件 16 年 8 月 4 件 17 年 2 月 6 件 17 年 8 月 6 件 18 年 8 月 9 件 19 年 8 月 6 件 20 年 8 月 5 件	（事後） 対象：一定期間継続している研究開発制度 実施状況：平成 18 年 7 月 1 件 19 年 7 月 1 件 （事後） 対象：事前評価を実施した事業であって、事後の検証が必要と認められるもの 実施状況：平成 19 年 7 月 3 件 20 年 7 月 3 件
公共事業		事務事業 レベル	（事前） 対象：既に予算措置がなされており当該事業を行うことで相当程度の社会的影響等があると認められる公共事業（注 6） 実施状況：平成 17 年 8 月 2 件	（事後） 対象：事前評価を実施した事業であって、事後の検証が必要と認められるもの 実施状況：－	
規制		事務事業 レベル	（事前） 対象：規制の新設又は改廃を目的とする政策 実施状況：平成 19 年 7 月 1 件 19 年 12 月 2 件 20 年 1 月 2 件 20 年 2 月 3 件 20 年 3 月 2 件 20 年 8 月 2 件 20 年 9 月 1 件 20 年 12 月 1 件		

＜特徴＞

- 総務省は、行政改革・行政運営、地方行財政、選挙、情報通信（ＩＣＴ政策）、郵政行政、統計、消防などの幅広い行政分野を担っている。このため、国民からみて分かりやすく、また、体系的かつ合理的で的確な政策評価を実施する観点から、総務省の所管政策を七つの行政分野－20の「主要な政策」－80の「下位レベルの施策」－「事務事業（施策の実施手段）」に体系化し、この政策体系をあらかじめ明らかにした上で、「主要な政策」を対象として、実績評価方式又は総合評価方式により事後評価を実施している。
- 平成17年度からは、自発的な取組として、一般政策を対象に、事業評価方式による事前評価及び事後評価を実施している。
- 個々の研究開発及び個々の公共事業は、事前評価について、評価法により実施を義務付けられているもの以外も評価を行っている。

（注） 1 基本計画等を基に当省が作成した。

2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを、点線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われていないものを示す。

3 予定総事業費が10億円以上の新規事業等

4 5年間の予算の合計額が10億円以上の継続事業等

5 総事業費が5億円を超えるもの（平成16年度までは10億円以上のもの）

6 総事業費が5億円を超えるもの

（２）政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価、総合評価方式による事後評価並びに事業評価方式による事前評価及び事後評価について審査を行った結果は、以下のとおりである（個々の研究開発の評価についてはⅠ－2－1、規制の政策評価についてはⅠ－2－4参照）。

ア 現状

（ア）総務省の主要な政策を対象とする政策評価

（評価の設計）

総務省は、幅広い行政分野にかかわる政策を所管していることから、国民からみて分かりやすく、また、体系的かつ合理的で的確な政策評価を実施する観点から、評価対象政策について、図表Ⅱ－6－②のとおり、「行政改革・行政運営」、「地方行財政」、「選挙制度等」、「電子政府・電子自治体」、「情報通信（ＩＣＴ政策）」、「郵政行政」及び「国民生活と安心・安全」の七つの行政分野を中心に、政策体系が構築されている。

行政分野の下には、政策評価と予算・決算との連携の要請を踏まえて整理した、20の「主要な政策」（予算書・決算書の表示科目と対応）が設定されており、「主要な政策」は80の「下位レベルの施策」で構成されている。「主要な政策」ごとに基本目標が設定され、「主要な政策」の単位で評価が行われている。

「主要な政策」の評価は、上記の政策体系のほか、当該政策の基本目標、その達成度合いを測るための目標（値）を設定した指標及び参考となる指標その他の参考となる情報をあらかじめ明らかにした上で、政策の特性等に応じて、実績評価方式又は総合評価方式により評価を行うこととされている。評価方式の選択については、「主要な政策」が、その基本目標の達成度合いを目標（値）を設定した指標群を用いることによりおおむね測定できるものである場合には、実績評価方式により評価し、必要に応じて参考となる指標その他の参考となる情報を補完的に用いることとされている。一方、「主要な政策」が、それに該当

しない場合には、参考となる指標その他の参考となる情報を中心的に用いて総合評価方式により評価し、必要に応じて目標（値）を設定した指標を補完的に用いることとされている。

また、平成 19 年度までは、すべての「主要な政策」について毎年度評価を実施していたが、20 年度からは、評価の重点化・効率化の観点から、政策の特性等に応じて「毎年度」、「2 年に 1 回」又は「3 年に 1 回」の頻度で評価を実施することとされている（当該年度に評価を実施しない「主要な政策」については、直近の指標等の状況を把握するための「モニタリング」を実施）。

図表Ⅱ－6－② 総務省の主要な政策ごとの評価方式等

行政分野	主要な政策名	下位レベルの施策数	評価方式	評価頻度	平成 20 年度評価対象	指標数等
行政改革・行政運営	政策 1 国家公務員の人事管理の推進	9	総合	2 年ごと	○	3 (16)
	政策 2 適正な行政管理の実施	3	総合	2 年ごと		2 (5)
	政策 3 行政評価等による行政制度・運営の改善	4	総合	2 年ごと	○	0 (11)
地方行財政	政策 4 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等	6	総合	2 年ごと		0 (18)
	政策 5 地域振興	5	総合	2 年ごと	○	2 (9)
	政策 6 地方財源の確保と地方財政の健全化	4	総合	1 年ごと	○	0 (8)
	政策 7 分権型社会を担う地方税制度の構築	1	総合	1 年ごと	○	0 (7)
選挙制度等	政策 8 選挙制度等の適切な運用	3	総合	3 年ごと	○	0 (7)
電子政府・電子自治体	政策 9 電子政府・電子自治体の推進	2	総合	2 年ごと	○	3 (7)
情報通信 (ICT 政策)	政策 10 情報通信技術の研究開発・標準化の推進	2	実績	1 年ごと	○	3 (0)
	政策 11 情報通信技術高度利活用の推進	6	実績	3 年ごと		7 (0)
	政策 12 ユビキタスネットワークの整備	5	実績	3 年ごと		6 (8)
	政策 13 情報通信技術利用環境の整備	5	実績	3 年ごと		10 (9)
	政策 14 電波利用料財源電波監視等の実施	6	総合	3 年ごと	○	0 (9)
	政策 15 ICT 分野における国際戦略の推進	2	実績	1 年ごと	○	5 (2)
郵政行政	政策 16 郵政行政の推進	3	総合	1 年ごと	○	0 (10)
国民生活と安心・安全	政策 17 一般戦災死没者追悼等の事業の推進	3	総合	2 年ごと		5 (4)
	政策 18 恩給行政の推進	3	総合	2 年ごと		2 (8)
	政策 19 公的統計の体系的な整備・提供	4	総合	2 年ごと		9 (8)
	政策 20 消防防災体制の充実強化	4	実績	1 年ごと	○	14 (15)

(注) 1 「総務省政策評価基本計画」(平成 19 年 11 月 26 日)、「平成 19 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について(平成 19 年度目標設定表)」(平成 19 年 11 月 30 日公表)等を基に当省が作成した。

2 「指標数等」欄には、「あらかじめ目標(値)を設定した指標」の数を記載した。また、同欄の()内には、「参考となる指標その他の参考となる情報」の数を記載した。

（評価の実施状況）

20 の「主要な政策」のうち、平成 20 年度においては、図表Ⅱ－6－②のとおり、12 政策について評価を実施している。この 12 政策のうち、実績評価方式により評価を行ったものは、政策名「情報通信技術の研究開発・標準化の推進」等 3 政策、総合評価方式により評価を行ったものは、政策名「国家公務員の人事管理の推進」等 9 政策となっている。

a 実績評価方式による評価

（審査の対象）

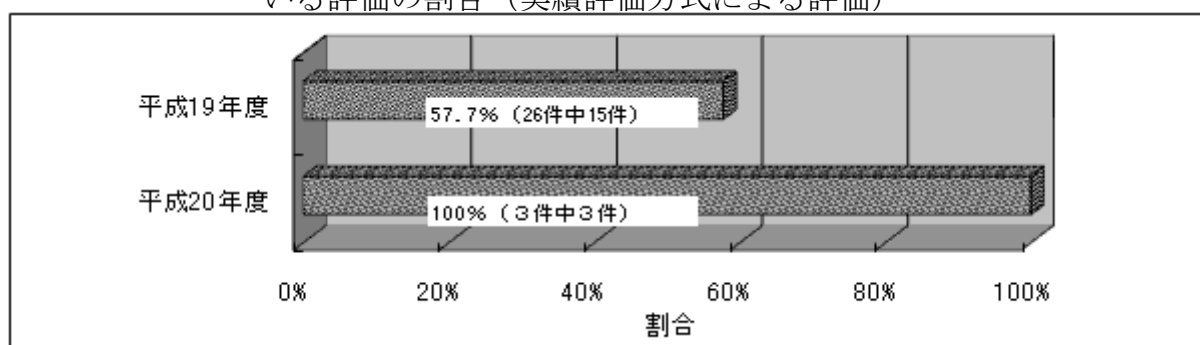
実績評価方式による評価が行われ、平成 20 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに評価書が総務大臣に送付された 3 件を審査の対象とした。

（共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点）

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ－6－③のとおり、100%（3 件中 3 件）である。これは、前述のとおり、総務省の主要な政策について、平成 19 年度までは、すべて実績評価方式により評価していたが、20 年度からは、当該政策の基本目標の達成度合いを目標（値）を設定した指標群を用いることによりおおむね測定できるものを実績評価方式による評価の対象としていることによるものである。

図表Ⅱ－6－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



（注） 1 総務省の評価書を基に当省が作成した。

2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

b 総合評価方式による事後評価

（審査の対象）

総合評価方式による事後評価が行われ、平成 20 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに評価書が総務大臣に送付された 9 件（注 2）を審査の対象とした。

(注2) 総務省の政策評価における総合評価方式による事後評価には、①同省の主要な政策をその対象とし、当該政策の方向性等について検証し、その見直し等に活用するものと、②分野横断的なテーマを設定して若しくは特定の評価目的を設定して又は同省の主要な政策の評価の結果を受けて、掘り下げた分析が必要と認められる政策をその対象とし、同省の政策評価を充実する評価方式として活用するものがあり、審査の対象とした9件は、すべて①に該当するものである。

総合評価方式による事後評価については、別途Ⅰ－1－3において、府省横断的に整理しているところであるが、審査の対象とした9件は、特定のテーマを設定して評価を行うものには該当しないため、個別に本項目において整理することとした。

(審査の結果－取組の工夫が求められる点)

総務省の主要な政策を対象とした総合評価方式による事後評価は、当該政策の基本目標の達成状況を、「参考となる指標その他の参考となる情報」を中心的に用いつつ、必要に応じて「目標(値)を設定した指標」を補完的に用いて分析する評価であることから、審査に当たっては、基本目標の達成状況を「参考となる指標その他の参考となる情報」や「目標(値)を設定した指標」を用いて分析するに当たり達成状況についての合理的な説明が行われているかなどの視点から点検した。

9件の中には、基本目標の達成状況の分析について、当該政策の下位レベルの施策の必要性の説明にとどまっているなど、基本目標の達成状況を様々な角度から掘り下げて分析したとはいえないものがみられる。

(イ) 事務事業レベルの政策を対象とする政策評価

a 事業評価方式による事前評価

一般政策については、事前評価における政策効果の把握の手法その他の評価の方法が必ずしも開発されているとはいえない状況の中で、事前評価が行われている。

(審査の対象)

事業評価方式による事前評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された3件を審査の対象とした。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

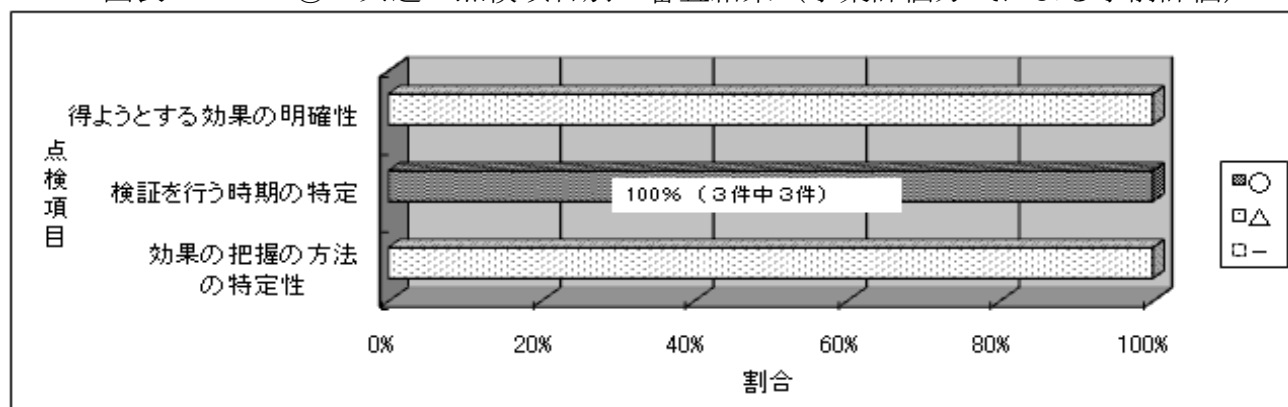
得ようとする効果について、図表Ⅱ－6－④のとおり、3件すべてが「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」の効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が特定されていない。

また、事後的検証を適切に行うためには、事前評価を行った政策について、政策の効果が発現した際にどのような方法で把握・測定するのか、その時期や

手立てを事前評価の時点で明らかにしておくことが求められている。

事後的検証を行う時期は、図表Ⅱ－６－④のとおり、３件すべてが特定されている。一方、政策の効果の把握の方法が特定されているものはみられない。

図表Ⅱ－６－④ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事前評価）



(注) 1 総務省の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとする効果の明確性」

「○」は、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「ー」は、得ようとする効果についての記載がないものを表す。

3 「検証を行う時期の特定」

「○」は、当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものを表す。「△」は、事後的検証を行うことはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものを表す。「ー」は、事後的検証を行うことが明らかにされていないものを表す。

4 「効果の把握の方法の特定性」

「○」は、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものを表す。「△」は、効果の把握の方法が不明確なものを表す。

b 事業評価方式による事後評価

現在のところ、事業評価方式による事後評価を行っている府省は限られている中で、事後評価が取り組まれている。

（審査の対象）

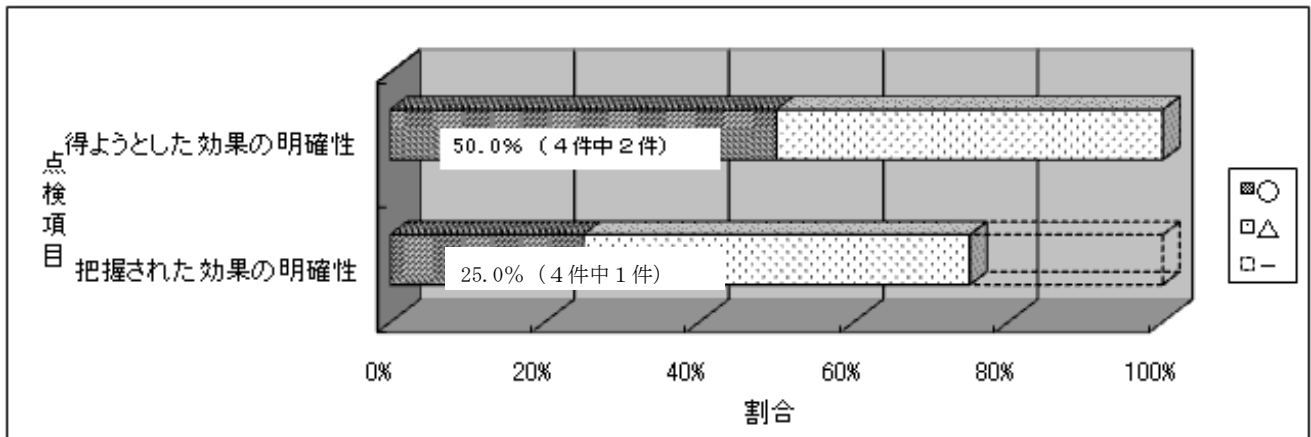
事業評価方式による事後評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された4件を審査の対象とした。

（共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点）

事後評価においては、政策の実施によってどのような効果を得ようとしたのか、その効果が実際に発現しているのかを明らかにしていくことが求められている。

得ようとした効果が具体的に特定されているものは、図表Ⅱ－６－⑤のとおり、4件中2件（50.0%）である。また、把握された効果が具体的に特定されているものは、図表Ⅱ－６－⑤のとおり、4件中1件（25.0%）である。

図表Ⅱ－６－⑤ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事後評価）



(注) 1 総務省の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとした効果の明確性」

「○」は、得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとした効果についての記載がないものを表す。

3 「把握された効果の明確性」

「○」、「△」及び「－」の分類については、上記2と同様である。

イ 今後の課題

(ア) 総務省の主要な政策を対象とする政策評価

a 実績評価方式による評価

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。今後も、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定していく取組の推進が期待される。

b 総合評価方式による事後評価

基本目標の達成状況を「参考となる指標その他の参考となる情報」や「目標（値）を設定した指標」を用いて分析するに当たり、様々な角度から掘り下げて分析し、その結果を踏まえ、達成状況についての合理的な説明が行われることが必要である。

(イ) 事務事業レベルの政策を対象とする政策評価

a 事業評価方式による事前評価

事前評価を事業評価方式により実施する場合においては、①どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定しておくことや、②着実に事後の評価・検証を実施していくために、事後における効果の検証の方法を明らかにすることが望まれる。

b 事業評価方式による事後評価

事後評価を事業評価方式により実施する場合においては、得ようとした効果及び把握された効果を具体的に明らかにし、その発現状況の検証を踏まえた評価が行われることが望まれる。